



## 「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆さまに、年金加入記録をご確認いただくとともに、老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

「ねんきんネット」で「ねんきん定期便」の郵送を不要とご登録いただいた方であっても、35歳・45歳・59歳の方には「ねんきん定期便」をお送りしています。

### お客様へのお知らせ

### <目次>

○「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか? .....裏面  
(アクセスキーのご案内)

#### ○ねんきん定期便(必ずご確認ください)

- ・年金見込額のイメージ図 ..... 1
- ・これまでの保険料納付額(累計額)、これまでの年金加入期間  
 これまでの年金加入期間に応じた年金額 ..... 2
- ・これまでの『年金加入履歴』 ..... 3
- ・これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況 ..... 4厚  
(厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています)
- ・これまでの国民年金保険料の納付状況 ..... 4国  
(国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています)

○年金加入記録回答票(年金記録に「もれ」や「誤り」がある場合にご記入ください) ..... 5

○返信用封筒(「年金加入記録回答票」の返信の際にご使用ください)

○「ねんきん定期便」の見方ガイド(冊子)

○リーフレット

- ・大切なお知らせ(年金の受給開始時期の繰り下げ等について) ..... 6

右のマークは目の不自由な  
方のための音声コードです。



## 「ねんきんネット」で老後の生活設計 について考えてみませんか？

### ○「ねんきんネット」の便利な機能

- ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の確認
- ・全期間の年金記録の確認
- ・通知書の再交付申請 など

○24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を**老後の生活設計**にご活用下さい。

○**基礎年金番号**と「**お客様のアクセスキー**」等を入力いただくことで**簡単に登録**できます。ぜひご登録下さい。  
※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

お客様のアクセスキー

※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。

詳しくはWEBで

ねんきんネット

検索

QRコード

スマートフォンでのご利用登録は、こちらから

### お問い合わせ先

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは



**0570-058-555**

※050から始まる電話でお掛けになる場合は **03-6700-1144**

【受付時間】 月 曜 日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
※月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。

# ねんきん定期便

## 日本年金機構

Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

様の「ねんきん定期便」です。

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。

納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

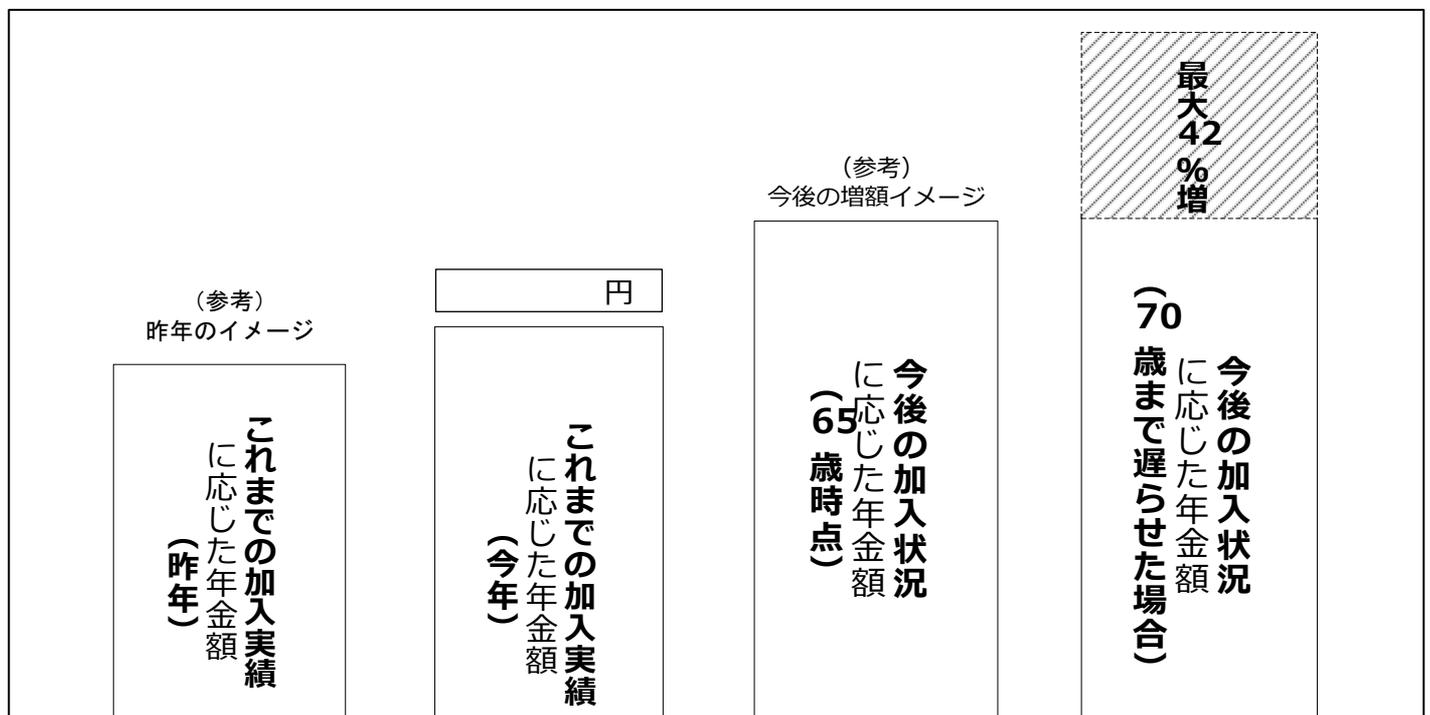
国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください)

このページの見方は、見方ガイドの2ページをご覧ください。

- ① 保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。
- ② 今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
- ③ 年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。  
※年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。  
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)



### 1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

### 2. これまでの年金加入期間

（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）				
月	月	月	月			
厚生年金保険（b）				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

### 3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

### 【備考欄】

## これまでの『年金加入履歴』

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。  
(このページの見方については、見方ガイドの6～7ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)		
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	学特等月数 (うち猶予)	産前産後 免除月数	第3号 月数	納付済等 月数 計	付加保険料 納付済月数 (再掲)	未納月数 (※)	加入月数	加入期間
					( )				( )			
⑨厚生年金保険 (b)								⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)  (a+b+c)	⑪合算対象期間等  (d)	⑫受給資格期間  (a+b+c+d)		
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計						
加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (経過の職域)	加入期間 (経過の職域)	加入月数 (基金) (経過の職域)	加入期間 (基金) (経過の職域)					
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( ) ( )	( ) ( )					

※納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況  
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。  
(このページの見方については、見方ガイドの8～9ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、3ページの『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												



## 「ねんきん定期便」の見方ガイド(50歳未満の方用)

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。  
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

### ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」でご回答いただきますようお願いいたします。

※年金加入記録の確認に当たっては、12ページ「記録確認のチェックポイント」を参考にしてください。

※年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きについては、12ページをご参照ください。

### お問い合わせ先

「ねんきん定期便」の見方に関するお問い合わせは



**0570-058-555**

※050から始まる電話でお掛けになる場合は **03-6700-1144**

【受付時間】月 曜 日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。

# 「ねんきん定期便」の見方①

**ねんきん定期便**

日本の「ねんきん定期便」です。  
この定期便は、下記時点のデータで作成しています。  
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
---------------------	----------------------------	--------------------------

照会番号 公務員共済の加入者番号 私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください)

このページの見方は、見方ガイドの2ページをご覧ください。

- ① 保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。
- ② 今後も、保険料を納付していただくことで、更に年金額が増加します。
- ③ 年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。  
※年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。  
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)

1

2016\*\*\*\*\*Z

このページの見方は、見方ガイドの3～5ページをご覧ください。

**C**

1. これまでの保険料納付額 (累計額)

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2

**C** 1. これまでの保険料納付額 (累計額)

◆国民年金保険料(第1号被保険者期間)

下記の条件で、加入当時の保険料額を基にしています。

- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基にしています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基にしています。
- ・国民年金保険料の一部免除(半額免除、3/4免除および1/4免除)期間は、免除後の残余の保険料額を基にしています。

◆厚生年金保険料

- ・加入当時の報酬(標準報酬月額・標準賞与額)に、加入当時の保険料率(掛金率)を乗じた被保険者負担額のみを表示しています。
- ※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めます。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
- ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間、又は産前産後休業期間で、事業主の届出による保険料免除期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基にしています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納める保険料)を除いています。

「公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(みなし標準報酬月額および掛金率)を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)」欄

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に保険料納付額を計算しています。

**a** 照会番号

- ◆「ねんきん定期便」「ねんきんネット」専用番号へお問い合わせいただく際に使用する番号を表示しています。
- ◆共済記録をお持ちの方は、加入者番号を表示します。共済記録については、加入者番号により各共済組合にお問い合わせください。

**b** これまでの加入実績に応じた年金額

- ◆「ねんきん定期便」の作成時点の年金加入実績に応じて計算した年金額(年額)を表示しています。
- ◆◎「3. これまでの加入実績に応じた年金額」の「(1)と(2)の合計」と同じ金額を表示しています。

# 「ねんきん定期便」の見方②

このページの見方は、見方ガイドの3～5ページをご覧ください。

## 1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
(2) 「1. これまでの保険料納付額（累計額）」については、この見方ガイドの3ページに記載しています。	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

## d 2. これまでの年金加入期間 （老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計	月	月	月
月	月	月	月			

## e 3. これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

## f 【備考欄】

## d 2. これまでの年金加入期間

### ◆「国民年金 第1号被保険者」欄

- ・保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
- ・保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

### ◆「国民年金 第3号被保険者」欄

- ・第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

### ◆「合算対象期間等」欄

- ・「合算対象期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ・「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、以下の合算対象期間の月数を表示しています。

#### 任意加入未納月数

- ・国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間の月数。

#### 特定期間月数

- ・国民年金の切替の届出（3号から1号）が遅れたことにより、時効によって保険料を納めることができなくなった期間のうち、「特定期間該当届」をご提出いただいている期間の月数。（昭和61年4月から平成25年6月までの期間に限る）

## e 3. これまでの加入実績に応じた年金額

老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。老齢年金を受け取るために必要な年金加入期間の有無に関わらず、現時点での加入実績に応じて算出し表示しています。

### ◆(1)老齢基礎年金

これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額は、下記の期間の月数を基に計算しています。

- ・国民年金の第1号被保険者期間（未納月数を除く）および第3号被保険者期間
- ・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間

これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額には、付加年金の金額も含まれています。

### ◆(2)老齢厚生年金

被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（共済年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（共済年金）の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した年金額を表示しています。

これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額は、下記のとおり計算しています。

#### 各欄共通

- ・離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった方は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

#### 「一般厚生年金期間」欄

- ・厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。

※厚生年金基金から支給される額(厚生年金基金の代行部分)を含めて計算しています。

#### 「公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間と地方公務員共済組合の加入期間がある方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。

- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。

※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の国家公務員共済組合法および地方公務員等共済組合法に基づき支給されます。

#### 「私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)」欄

- ・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額（共済年金）が含まれています。

※経過的職域加算額（共済年金）は、被用者年金制度の一元化により改正される前の私立学校教職員共済法に基づき支給されます。

## f 【備考欄】

- ◆過去に共済記録をお持ちの方で「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することになった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

# 「これまでの『年金加入履歴』」の見方

**これまでの『年金加入履歴』**  
表示されている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。  
(1ページの見方について) (2ページの見方ガイドの6ページをご覧ください。)

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者 (空いている期間があります。)	平成 4. 10. 1	平成 7. 4. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1		273

⑦国民年金 (a)										⑧船員保険 (c)		
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数(うち猶予)	産前産後免除月数	第3号月数	納付済等月数計	付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数(※)	加入月数	加入期間
14	0	0	0	0	0	0	0	14	(0)	1	0	0

⑨厚生年金保険 (b)								⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険計		(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
加入月数(基金)	加入期間(経過の職域)	加入月数(基金)	加入期間(経過の職域)	加入月数(基金)	加入期間(経過の職域)	加入月数(基金)	加入期間(経過の職域)			
273 (0)	273 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	273 (0)	273 (0)	287	3	290

※納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

3 / 2016\*\*\*\*\*Z

ご確認のポイント ⇒ 『年金加入履歴』に表示されていない期間がないか、特に(空いている期間があります。)と記載されている箇所は、必ずご確認ください。※12ページ「記録確認のチェックポイント」もご参照下さい。

## g ②加入制度

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金、厚年：厚生年金保険、船保：船員保険

公共：公務員共済制度(国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)、私学：私立学校教職員共済制度

## h ③お勤め先の名称等

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別(下表参照)を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者(厚生年金保険(共済組合を含む)に加入しておらず、第3号被保険者でない方)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の方

◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称(事業所名称)または船舶所有者名を表示しています。  
 ・年金加入記録を管理する国のシステム(社会保険オンラインシステム)にお勤め先の会社名称(事業所名称)または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。  
 ・厚生年金保険に統合された旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

## ◆厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

### ＜厚生年金基金に関するお問い合わせ先＞

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退された方

▶企業年金連合会(企業年金コールセンター) 0570-02-2666(ナビダイヤル) ※電話番号が050で始まる場合、03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退された方または「現在加入中」の方

▶現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は「公務員共済」、「私学」の場合は「私学共済」と表示しています。

## i ④資格を取得した年月日

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

## j ⑤資格を失った年月日

◆年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。現在加入中の場合は、空欄となります。

## k ⑥加入月数

◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。

◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。

◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

## l ⑦国民年金(a)

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

### ◆「納付済月数」欄

- ・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
- ・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

### ◆「半額免除月数」、「3/4免除月数」および「1/4免除月数」欄

・国民年金保険料の一部免除(半額免除、3/4免除および1/4免除)を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

### ◆「学特等月数(うち猶予)」欄

- ・学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間の月数を表示しています。
- ・これらの期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

### ◆「産前産後免除月数」欄(平成31年4月から始まった制度です。)

- ・国民年金保険料の納付が産前産後期間により免除されている月数を表示しています。
- ・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の産前産後免除期間の月数を含めて表示しています。

### ◆「未納月数(※)」欄

- ・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
- ・この「ねんきん定期便」の作成時点で納付状況が未確定の月を含めて表示しています。
- ・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりがある方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- ・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)の月数は「⑩合算対象期間等」欄に表示しています。
- ・納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム(社会保険オンラインシステム)に登録されるまで一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

## m ⑧船員保険(c)

## n ⑨厚生年金保険(b)

◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額(共済年金)の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

## o ⑩合算対象期間等(d)

◆本見方ガイド5ページ⑩「2.これまでの年金加入期間」欄の「合算対象期間等」欄と同じ内容です。

# 「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況」の見方

## これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。  
(このページの見方については、見方ガイド **q** 9ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、3ページの『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

### p 「年度」

- ◆上段は年度を表示しています。4月から翌年3月までを1年度としています。
- ◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。
  - (厚年) : 厚生年金保険
  - (船保) : 船員保険
  - (公共) : 公務員共済制度(国家公務員共済組合または地方公務員共済組合)
  - (私学) : 私立学校教職員共済制度

### q 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」

- ◆「年度」欄の下段が「(厚年)」または「(船保)」の場合
  - ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
  - ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
  - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
  - ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納める保険料)を除いた保険料納付額を表示しています。
  - ・旧三公社(JR、JT、NTT)共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前(昭和61年3月以前)の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
  - ・旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成9年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。
  - ・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前(平成14年3月以前)の保険料納付額を「-」と表示しています。
- ◆「年度」欄の下段が「(公共)」の場合
  - ・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
  - ・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
  - ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。
  - ・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
  - ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
  - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
  - ※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
  - ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
  - ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(みなし標準報酬月額および掛金率)を基に計算して表示しています。
- ◆「年度」欄の下段が「(私学)」の場合
  - ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
  - ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
  - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。



## 記録確認のチェックポイント

以下の項目は、年金加入記録確認のチェックポイントです。「ねんきん定期便」の『年金加入履歴』などを確認する際は、下記の項目を参考に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。

### 厚生年金記録の確認

- 退職後、結婚し姓が変わった。
- 事情があって本名とは異なる名前で勤めていた。(異なる名前で記録されている可能性があります。)
- 試用期間中に退職した。
- 転職のたびに年金手帳が発行された。(年金手帳を一つにまとめる手続きをしないと記録がもれている可能性があります。)
- グループ会社内で転勤や出向を繰り返していた。
- 保険の外交員、期間工として勤めていた。
- 標準報酬月額が当時受け取っていた給与と大きく異なっている。
- 賞与を受け取っていたのに、標準賞与額の記載がない。(ただし、平成15年4月以降の賞与に限ります。)

### 国民年金記録の確認

- 国民年金保険料を納付していたはずなのに、もしくは、免除申請をしたはずなのに「未納」となっている。
- 学生であったが国民年金に加入していた。
- 夫(妻)の扶養家族であったが、国民年金に加入していた。(ただし、昭和61年3月以前に限ります。)
- 夫(妻)の扶養家族であったのに、「3号」となっていない。(ただし、昭和61年4月以後に限ります。)

## 年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きの流れ

お知らせした年金加入記録を十分にご確認ください。

- ・「ねんきん定期便」の年金加入履歴や月別状況の見方は、6～11ページをご覧ください。

「もれ」や「誤り」がある

「もれ」や「誤り」がない

ご回答いただく必要はありません。

「年金加入記録回答票」を記入してください。

- ・記入方法は「年金加入記録回答票」の裏面をご覧ください。

「年金加入記録回答票」を返送してください。

- ・同封の返信用封筒に「年金加入記録回答票」を入れ、ポストに投函してください。

ご提出の「年金加入記録回答票」に基づき、日本年金機構において調査・確認を行います。

- ・調査・確認には一定期間がかかりますことをご容赦ください。

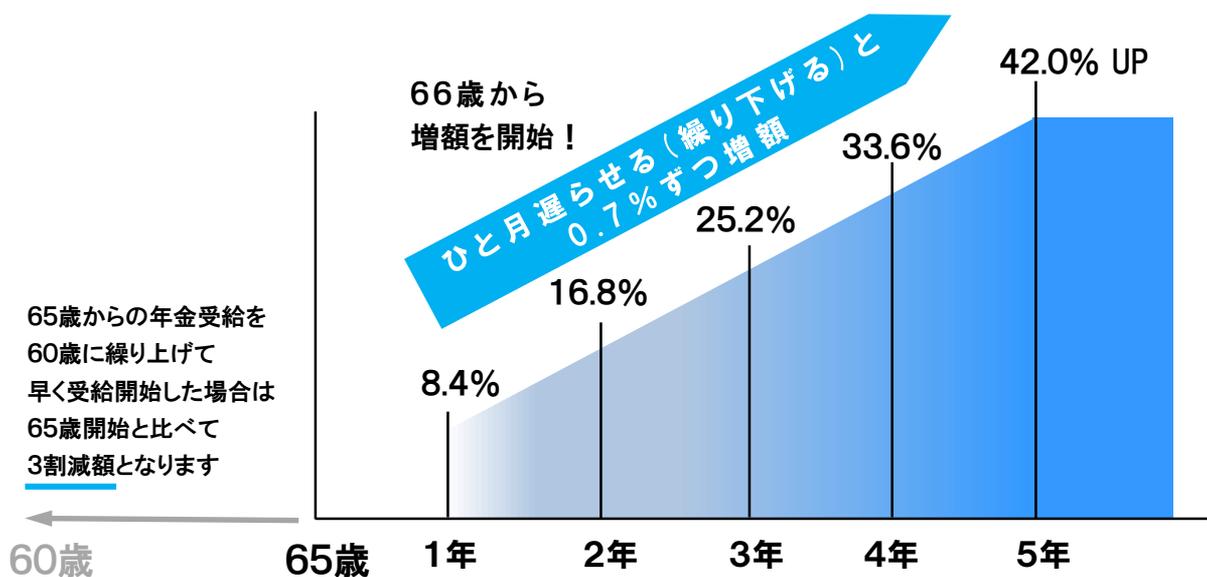
日本年金機構からお客様へ、年金加入記録にかかる調査・確認の結果をお知らせいたします。

※日本年金機構における調査・確認の結果、お申し出の年金加入記録が確認できなかった場合、厚生労働省に年金記録の訂正請求をすることもできます。(訂正請求についての詳細は、厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html> をご覧ください。)

大切な  
お知らせ

# 受給開始を繰り下げると 年金は増額できます。 70歳で最大42%UP

年金の受給開始時期は60歳から70歳まで自由に選択できますが、受給開始を遅らせるほど、受けとれる年金額は増えていきます。



受給開始時期を自由に選択、増額は生涯続きます

基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることもできます  
「年金のしくみ」については裏面をごらんください

65歳の人の平均余命  
男性 19.70年(84.70歳)  
女性 24.50年(89.50歳)

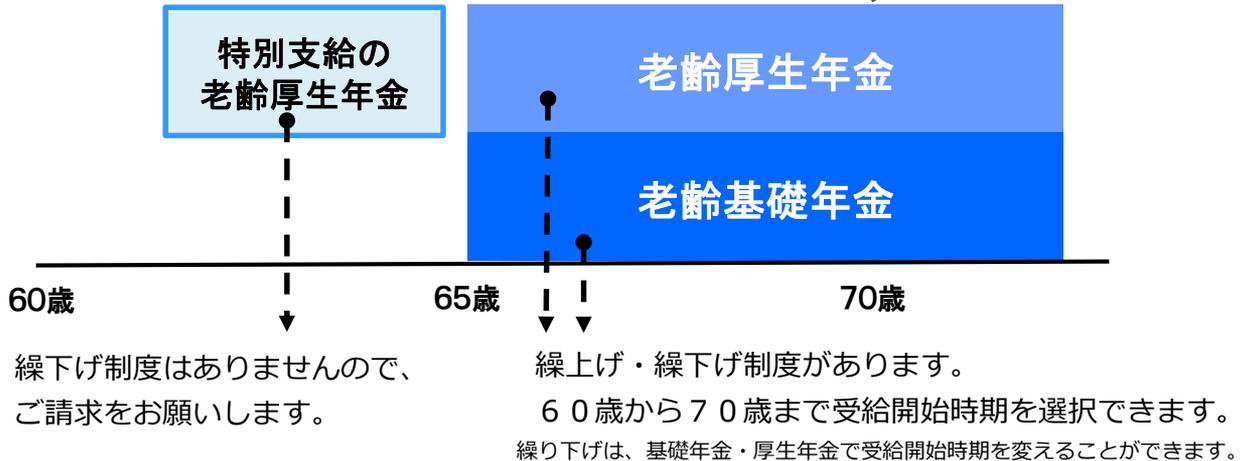
ご自身の生活設計に合わせて選択できます  
65歳を過ぎても別に収入がある方は  
受給開始を遅らせるという選択も可能です

# 年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある方が受けとれます。

男性は昭和36年4月1日生まれまで、  
女性は昭和41年4月1日生まれまでの特例

保険料納付済期間と  
保険料免除期間の合計が  
10年以上ある方が  
受けとれます。



## ご注意いただきたいこと

老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。

※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給にかかる配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和40年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付。

このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響があります。

## あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- ◆ 老後の生活設計を考えてみませんか？
- ◆ 繰下げ額など、さまざまな条件に応じて年金見込み額を試算できます。

ねんきんネット

検索